

議案参考資料

[平成 30 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子育て支援係

議案名

議案第 48 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

放課後児童支援員の資格要件について次の改正を行います。

1 教員の免許に関する規定の明確化

教員免許を取得しているが、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱い等を明確にするため、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とします。

2 資格要件の拡大

資格対象者に、5 年以上の実務経験があり、市長が適当と認めた者を加えます。

(施行日：公布の日)

背景・経過

平成 29 年 12 月 26 日に閣議決定されました「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本条例制定の際に基準とした放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が、平成 30 年 3 月 30 日に一部改正され、同年 4 月 1 日から施行されました。

当該省令に合わせて本市の条例においても改正を行うものです。